

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	鉄道施設安全対策事業		担当部局庁	鉄道局		作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度・平成25年度		担当課室	財務課 財務課JR担当室 施設課 鉄道防災対策室		課長 高原修司 室長 小林太郎 室長 伊藤範夫
会計区分	一般会計		施策名	-		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	(鉄道事業者が鉄道施設を保有した場合) 鉄道軌道整備法第8条第4項 (自治体が鉄道施設を保有した場合) -		関係する計画、 通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災の被災地域の本格的な復興を図るため、住民生活や経済活動を支える基盤的な社会インフラである鉄道の早期復旧を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災鉄道に対する国の支援を拡充する等を行った上で、被災地の鉄道の早期復旧に要する費用の助成。					
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他					
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計	
				6,562	6,562	
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	23年度活動見込
	甚大な被害を受けた被災鉄道の復旧した路線数	路線	23年度	(25年度)	甚大な被害を受けた被災鉄道の復旧した路線数	() 15
単位当たりコスト	505百万円(円/路線)		算出根拠	23年度事業執行額/23年度事業執行路線数 =6,562/13		
事業所管部局による点検						
項目			内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。			「東日本大震災からの復興の基本方針」において(3)⑨(i)被災地の復興支援のため臨海鉄道の物流インフラの早期復旧、(ii)(イ)被災状況や地形等の地域の特性に応じ、既存施設を有効に活用しつつ、まちづくりや産業の復興と一体となった鉄道の復旧が示されており、整合性がとられている。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。			被災地自治体から数多くの要望が寄せられ、早期復旧のニーズが高く、優先度の高い事業といえる。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。			通常の災害復旧事業では、鉄道軌道整備法に基づいて災害復旧事業が行われるが、今般の震災における被害の甚大性に鑑み、現行制度では鉄道事業者による復旧が困難なことから、甚大な被害を受けた被災鉄道のうち、自治体が保有したものに限り、通常の災害復旧事業よりも高い国の補助率の措置等を通じて、着実な復旧を行えるようにした。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。			一次補正により実施した鉄道施設調査において、早期復旧の方法の検討を行い、鉄道事業者が実施する復旧事業に活用された。特に三陸鉄道については、復旧費の算定を行うことにより適切な予算要求につなげるとともに、早期復旧が完了できる区間から、段階的に運行を再開させる等、効率的、効果的な復旧が行なわれる予定。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。			東日本大震災により被害を受けた鉄道の復旧については、東日本大震災に限定して補助対象経費について以下の負担割合としており、被災状況、収益状況、施設の保有形態に応じ、適切に役割分担を図っていると (鉄道事業者が鉄道施設を保有した場合) 国負担1/4、自治体負担1/4、事業者負担1/2 (自治体が鉄道施設を保有した場合) 国負担1/2、自治体負担1/2			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。			復旧にあたっては必要に応じ、周辺の道路整備、河川改修等との整合を図りながら実施される予定。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。			災害復旧については迅速に復旧を行うことが重要であることから、多くの事業者では既に復旧事業が完了しているため、予算執行の際に適切な執行管理について確認することとしている。また、今後着手する事業者については、透明性確保、適切な進行管理に注意を促すこととしている。また、事業の終了時には検査を行うことにより、透明性確保、適切な執行管理について確認することとしている。			

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×(円/))」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。